

破産・再生事件 予納郵券等一覧表

破産

◇同時廃止見込みのもの

- 申立手数料（収入印紙）・・・1,500円（内訳：破産1,000円＋免責500円）
- 予納郵券・・・84円（債権者数×2）＋5枚
10円 3枚

◇管財人選任見込みのもの

①自然人

- 申立手数料（収入印紙）・・・1,500円（内訳：破産1,000円＋免責500円）
- 予納郵券・・・94円（×債権者数）
84円（×債権者数）＋10枚
10円 20枚

②法人

- 申立手数料（収入印紙）・・・1,000円
- 予納郵券・・・94円（×債権者数）
84円（×債権者数）＋10枚
10円 20枚

※債権者申立の場合の予納郵券は、上記通常管財事件の額プラス1,089円×2組。

※債権者申立の場合の収入印紙は、2万円

個人再生

- 申立手数料（収入印紙）・・・1万円
- 予納郵券・・・94円（債権者数×2）
84円 10枚
10円 10枚

通常再生

- 申立手数料（収入印紙）・・・1万円
- 予納郵券・・・500円 8枚
94円（債権者数×2）
84円 30枚
20円 12枚
10円 30枚
1円 8枚

※再生計画案決議のための郵券については、申立て後、追納を要する。

※保管金の予納額については、破産再生係にお問合せください。